

令和2年9月8日

令和2年第3回奥多摩町議会定例会会議録

令和2年9月8日 開会

令和2年9月18日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和2年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和2年9月8日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 徳王 真理君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
企画財政課長	山宮 忠仁君	若者定住推進課長	新島 和貴君
総務課長	天野 成浩君	危機管理担当主幹	大串 清文君
住民課長	加藤 芳幸君	福祉保健課長	菊池 良君
観光産業課長	杉山 直也君	環境整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	坂本 秀一君	教育課長	岡野 敏行君
病院事務長	須崎 洋司君	代表監査委員	佐久間 勝君

令和2年第3回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

令和2年9月8日(火)
午前10時00分 開会・開議

会期 令和2年9月8日～9月18日(11日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	11番 高橋 邦男 議員 会議録署名議員の指名 1番 伊藤 英人 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ	—
6	議案第53号	奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
7	議案第54号	奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第55号	奥多摩町防災会議条例の一部を改正する条例	原案可決
9	認定第1号	令和元年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
10	認定第2号	令和元年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
11	認定第3号	令和元年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
12	認定第4号	令和元年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
13	認定第5号	令和元年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
14	認定第6号	令和元年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
15	認定第7号	令和元年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
16	認定第8号	令和元年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	決算特別委員会付託

日程	議案番号	議 案 名	結 果
17	報告第 2号	令和元年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について	—
18	報告第 3号	令和元年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について	—
19	報告第 4号	奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和元年度分）の報告について	—
20	議案第 56号	奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて	原案同意

(午後 1 時 29 分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（原島 幸次君） これより令和 2 年第 3 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

11 番 高橋邦男議員、

1 番 伊藤英人議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 9 月 1 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、高橋邦男議員よりご報告をお願いいたします。高橋邦男議員。

〔議会運営委員長 高橋 邦男君 登壇〕

○議会運営委員長（高橋 邦男君） では、議会運営委員会の報告をいたします。

令和 2 年第 3 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 9 月 1 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

はじめに、本定例会の会期であります、本日から 9 月 18 日までの 11 日間とすることに決定をしました。

次に、会期中の諸日程であります、配布してあります会議予定表をご覧ください。

まず、上程された議案は、全 22 件であります。本日及び明日 9 月 9 日の 2 日間で審議を行います。

なお、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付はありませんでしたので、常任委員会の開催はありません。

次に、一般質問であります、本会議 3 日目の 11 日に行います。通告者は 11 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようお願い申し上げます。

次に、9 月 15 日及び 16 日の 2 日間で、議長と議会選出監査委員を除く委員 10 名で構成する決算特別委員会を開会し、令和元年度の各会計の決算に関する審査を行い、2 日目の 16 日に採決を行います。

次に、9 月 18 日の本会議 4 日目は、本定例会の最終日であり、決算特別委員会に付託し、審査が行われた令和元年度全 8 会計の決算についての委員長報告及び採決を行います。

次に、本日の審議内容について申し上げます。配布してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

議案第 53 号から議案第 55 号につきましては、それぞれ単独上程の上、採決につきましては即決と決定しております。

次に、認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 会計の決算認定議案については、一括で上程され、会計管理者からの説明終了後、報告第 2 号及び報告第 3 号の令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について一括で報告があります。

次に、佐久間代表監査委員より、決算並びに健全化判断比率等の審査報告を行っていただきます。

代表監査委員の審査報告終了後、認定第 1 号から認定第 8 号までについては、決算特別委員会に審査を付託することに決定しております。

なお、暫時休憩をとり、正副委員長の互選も行われる予定となっております。

次に、報告第 4 号として、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についての報告があります。

次の議案第 56 号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについては、単独上程の即決とし、採決の方法につきましては、無記名投票と決定しております。

本日の審議は、この議案第 56 号をもって終了し、補正予算審議については、本会議 2 日目を明日 9 月 9 日に再開し、審議することと決定しております。

本会議 2 日目は、議案第 57 号から議案第 63 号までの令和 2 年度の一般会計をはじめとする特別会計補正予算の 7 議案について一括上程とし、採決については、それぞれ即決と決定しております。

次に、会期中に議員提出議案の追加案件が上程される予定でございます。この追加案件につきましては、会期中に議会運営委員会を開催し、取り扱いを審議の上、上程する予定であります。

以上が上程別・採決別取扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行できますよう、議員各位並びに理事者のご協力をお願いし、議会運営委員会の委員長報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 18 日までの 11 日間とし、議案の上程別及び採決別についても、併せて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月18日までの11日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配布してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしくお願いいたします。

また、本日の日程は、配布のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会の開会に当たり師岡町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

[町長 師岡 伸公君 登壇]

○町長(師岡 伸公君) 皆様、おはようございます。

本日、令和2年第3回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、いまだ衰えを知らない新型コロナウイルスの感染症対策についてですが、この夏は特別な夏とされ、旅行や帰省の自粛、また、飲食店等への営業時間短縮の要請など、三密対策に加え、様々な制約の中で日常生活を送らざるを得ない状況でありました。

そのような状況の中、お盆休みを中心とした夏の観光シーズンには、国のGo To Travelキャンペーンにおける東京都除外やテレビ放送の影響を受け、観光客の皆様が奥多摩へ、特に日原鍾乳洞へ大挙して訪れました。ピーク時には日原街道や駐車場待ちの渋滞の発生に伴い、万一の救急要請、災害発生時に緊急車両の運行に支障を来す状況も想定されたことから、地域の安全を第一に考え、日原保勝会皆様と連携の上、日原鍾乳洞に車で来場される観光客皆様を対象とした入場制限をやむを得ず実施いたしました。

さらには、夏の風物詩で町の一大イベントである花火大会や各地域で行われる祭礼も感染拡大状況を鑑み、残念ながら軒並み中止となりました。

また、秋に開催を予定していた奥多摩ふれあいまつりも出展者、出演者及び来場者の皆様の安全と健康を最優先に考慮し、残念ながら中止が決定しております。

Go To Travelキャンペーンについては、先月の17日に東京都の町村会、東京都町村議会議長会及び西多摩地域広域行政圏協議会と合同で、感染者数が減少次第、東京発着の旅行を補助対象とするなど、早急な見直しの検討や必要な対策を求める要望書を西村経済再生担当大臣に提出しております。

また、8月25日をもって申請を締め切りました国及び町独自の特別定額給付金ですが、

国の給付対象世帯 2,648 世帯のうち、2,635 世帯、99.5%の給付を完了し、町独自の給付対象世帯 2,647 世帯のうち、2,616 世帯、98.8%の給付を完了したところであります。

なお、これに先駆けまして、町では8月5日に、未申請、申請していない世帯を戸別訪問の上、申請されるよう依頼をいたしました。

幸いにも町では、いまだ感染者ゼロを継続中であり、これもひとえに住民並びに町議会議員の皆様をはじめ、町の事業者皆様の感染防止に向けた最大限の努力の賜物であると確信をしております。この場をお借りしまして改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

町といたしましても引き続き感染防止対策を鋭意講じとともに、刻々と変化する状況に応じ、住民皆様、事業者皆様に対する正確な情報提供と必要な措置を講じてまいります。

次に、一昨日、9月6日の第44回奥多摩町総合防災訓練につきましては、新型コロナウイルス感染防止並びに熱中症予防に伴い、通常とは違った形で実施を予定しておりましたが、台風10号の影響により、大雨警報及び土砂災害警戒情報が発令されたことから、災害対策本部設置訓練及び防災備蓄倉庫確認訓練は中止といたしました。

わが家の震災訓練では、ご家庭内の非常持出袋にマスク・消毒液などの衛生用品の追加をお願いしたほか、ハザードマップを確認の上、万一の自然災害発生時の避難先についてご検討いただき、また、自治会長の皆様には、非接触型体温計等の配布を行うとともに、町課長職から避難誘導について現時点の町の基本方針をご説明し、共通認識を図ったところであります。

昨年の台風19号災害や本年7月の豪雨災害のように、当町においても感染拡大状況下における自然災害への備えを万全にし、万一発生した場合にも、自助、共助、公助とそれぞれの段階において町と住民、自治会、関係機関が一体となって、住民皆様の生命と財産を守る所存でありますので、議員皆様にもご理解並びにご協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきましてご説明申し上げます。

議案第53号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきましては、個人町民税の非課税の範囲、法人の町民税の申告納付、固定資産税の納税義務者、たばこ税の課税標準、軽自動車税の環境性能割の非課税等について規定を整備するものであります。

議案第54号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による介護保険料の減免について規定を整備するものであります。

議案第 55 号 奥多摩町防災会議条例の一部を改正する条例につきましては、奥多摩町防災会議において円滑に地域防災計画を審議するため、規定を整備するものです。

次に、認定第 1 号から認定第 8 号につきましては、令和元年度奥多摩町一般会計をはじめ、特別会計及び企業会計の計 8 会計の歳入歳出決算の認定をいただく案件でございます。

次に、報告第 2 号及び第 3 号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和元年度決算における奥多摩町健全化判断比率と奥多摩町資金不足比率について、算定基礎事項を記載した書類とともに、監査委員に審査を行っていただきましたので、その意見を付して議会に報告するものです。

次に、報告第 4 号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により報告をするものです。

次に、議案第 56 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについては、令和 2 年 9 月 30 日をもって任期満了となる教育委員会委員、大澤美和子氏の後任として榎戸詠子氏を任命するため、議会の同意を求めるものです。

次に、議案第 57 号から議案第 63 号につきましては、現在執行しております令和 2 年度奥多摩町一般会計及び特別会計 6 会計の補正予算案となります。

以上、条例の一部改正 3 件、決算認定 8 件、報告 3 件、人事案件 1 件、補正予算案 7 件の計 22 件であります。

これら議案の具体的内容につきましては、副町長をはじめ、所管の課長から説明させていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、このコロナ禍中において働き方を含め、生活スタイルが大きく変貌しております。アフターコロナに向け、ワーケーションやテレワークを含めたサテライトオフィスなど、時間や場所にとらわれない新たな視点に立った働き方の導入や受け入れについて、国や東京都、各種メディアでも採り上げておりますが、従来とは違った視点で柔軟に検討していくことにより、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の創出、拡大につながっていくのではないかと考えております。

そして、この感染症が一日も早く終息し、以前の行楽シーズンのように、国内外から再び多くの観光客の皆様を自然豊かな奥多摩にお迎えできるよう、職員とともに精一杯邁進する所存でありますので、住民皆様、議員皆様のより一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。令和 2 年第 3 回奥多摩町議会定例会のご挨拶といたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第6 議案第53号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 加藤 芳幸君 登壇〕

○住民課長（加藤 芳幸君） それでは、議案第53号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号及び第26号）の施行に伴い、規定を整備する必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正につきましては、個人町民税において未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、固定資産税では、所有者不明土地等に係る課題への対応及び長期譲渡所得に係る課税の特例の創設、たばこ税では、葉巻たばこに係る課税方式の見直し、軽自動車税では、環境性能割の臨時的軽減措置の延長等につきまして規定の整備を行うものでございます。

条例改め文及び新旧対照表もございますが、お手元に配布させていただきました奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の改正概要によりご説明させていただきます。概要書をお願いします。

まず、1ページからですが、なお、今回の改正につきましては、施行期日も様々となっておりますことから、施行期日についてのご説明も概要書でさせていただきます。

それでは、説明させていただきますが、冒頭の部分につきましてはただいまご説明した内容でございますので、4行目の主な改正内容からご説明させていただきます。

はじめに、第1条関係です。未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し等は、条例第24条及び第33条の2を改正するもので、第24条では、非課税措置につきまして「寡夫」を対象から除き、「ひとり親」を対象に追加するもので、寡夫単身児童扶養者に対する非課税措置を見直し、ひとり親及び扶養する子のいない寡婦を対象とするものです。

なお、前年の合計所得額が135万円以下のものに限っております。

次の第33条の2につきましては、所得控除について「ひとり親控除」を追加するもので、婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者につきまして、ひとり

親控除額 30 万円を適用するもので、上記以外の扶養する子のいない寡婦につきましては、引き続き、寡婦控除として 26 万円の控除額を適用するものとし、これにつきましてはの所得制限につきましては、所得金額 500 万円以下、給与収入に直しますと 678 万円の収入を設けるものです。

いずれもひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親間の不公平を解消するための措置を講ずるものです。

次の第 35 条の 2 町民税の申告につきましては、項ずれによる所要の改正となります。

ここまでの改正の施行期日につきましては、令和 3 年 1 月 1 日となります。

次は、固定資産税の関係となります。所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応につきましては、所有者不明土地等の増加による固定資産税課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から税制上の措置を講ずるもので、1 つ目の第 53 条固定資産税の納税義務者等の改正は、使用者を所有者とみなす制度を拡大するもので、現行では使用者を所有者とみなし、課税できるのは震災等災害により所有者の所在が不明の場合に限られているものを一定の調査を尽くしても所有者の所在が明らかとならない場合には、事前に使用者に対し通知をした上で所有者とみなし、課税できることとするものです。

次に、2 ページをお願いします。第 74 条の 3 現所有者の申告になりますが、これは現に所有している者の申告を制度化するもので、現行では、登記簿上の所有者が使用した場合、相続登記がされるまでの間、現に所有している人に対し、賦課徴収に必要な事項の申請をお願いしている状況ですが、今回の改正により、現所有者に賦課徴収に必要な事項を記入した申告書の提出を義務づけることを明文化するものです。

次に、第 75 条固定資産に係る不申告に関する過料につきましては、申告すべき事項につきまして正当な理由なく申告しなかった場合には過料を科す規定ですが、これに先ほどの第 74 条の 3 でご説明しました、元所有者の申告も加えるというものです。

以上、固定資産税関係の改正につきましてはの施行期日は、公布の日からとなります。

次に、軽量の葉巻たばこに係るたばこ税の課税方式の見直しです。第 96 条たばこ税の課税標準につきましては、現在、紙巻きたばこ 1 本に対しまして 1 グラム未満の軽量葉巻たばこはグラム換算でありまして、例えば 0.6 グラムなら 0.6 本と換算しているところですが、換算方法を段階的に見直し、葉巻たばこ 1 本を紙巻きたばこ 1 本と換算する方法とするものです。

ただし、令和2年10月1日から令和3年9月30日の1年間は、0.7グラム未満のものは0.7本と換算し、最終的には1グラム未満の葉巻たばこも紙巻きたばこ同様の1本換算とするものです。

施行期日につきましては、令和2年10月1日施行となります。

次に、附則第2条の2延滞金の割合等の特例につきましては、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴うもので、「特例基準割合」との表記を「延滞金特例基準割合」と名称変更するものです。

次に、附則第3条納期限の延長に係る延滞金の特例につきましても、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴うもので、法人町民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金につきまして「特例基準割合」との表記を「加算した割合」に改めるものです。

附則第2条の2及び附則第3条の施行期日につきましては、令和3年1月1日となります。

次の附則第8条、読替規定は、法律の改正に伴い、読み替えの改正となります。

続きまして、3ページをご覧ください。附則第8条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長として中小事業者等を支援する観点から、中小事業者が認定先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等に該当する事業に用い供する家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準額を3年間ゼロにする規定となります。

次に、附則第13条の2軽自動車税の環境性能割の非課税では、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までとするものです。

附則第8条の2及び附則第13条の2の施行期日につきましては、公布の日からとなります。

次の附則第15条長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例では、低未利用土地等を譲渡した場合、譲渡益から100万円を控除できる長期譲渡所得に係る課税の特例を創設するものです。

施行期日につきましては、令和3年1月1日となります。

次に、第2条関係になりますが、このページにあります第19条、第20条、第23条、第31条、第47条及び4ページにまたがりませんが、第49条、第51条の改正につきましては、法律の改正に伴う文言整理等規定の整備的な改正でございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日となります。

続きまして、4 ページ中段になりますが、第 96 条たばこ税の課税標準につきましては、先ほど第 1 条関係の中で、葉巻たばこの換算方法を見直すとし、令和 2 年 10 月 1 日から 1 年間は 0.7 グラム未満の葉巻たばこを 0.7 本と換算する旨の改正のご説明をしましたが、ここでは令和 3 年 10 月 1 日から 1 グラム未満の葉巻たばこも紙巻きたばこ同様 1 本と換算する規定となります。

施行期日につきましては、令和 3 年 10 月 1 日となります。

次の附則第 2 条の 2、附則第 8 条及び附則第 8 条の 2 の改正につきましては、法律の改正に伴う文言整理等規定の整備的な改正でございます。

施行期日につきましては、附則第 2 条の 2 が令和 4 年 4 月 1 日、附則第 8 条及び附則第 8 条の 2 が令和 3 年 1 月 1 日となります。

以上で、議案第 53 号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 53 号の質疑を行います。大澤由香里議員。

○6 番（大澤由香里君） 6 番、大澤です。

詳細なご説明ありがとうございます。固定資産税のところ、町内で所有者がわからない土地、または家屋がどれくらいあるのか、わかりましたら教えてください。

○議長（原島 幸次君） 住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） それでは、6 番、大澤議員の質問にお答えさせていただきます。

所有者不明土地の関係なんです、現在ですと 12 件、これには個人の相続とか、それ以外に会社が倒産して、どこにもかけられないとかいう、相手が不明というものも 2 件含まれております。

以上です。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 53 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 53 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第53号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第53号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第54号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 菊池 良君 登壇〕

○福祉保健課長（菊池 良君） タブレットの33分の26ページをご覧ください。議案第54号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免に対する財政支援について（令和2年4月9日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）により、介護保険料の減免について規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。33分の29ページ、新旧対照表をご覧ください。

附則におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免として第6条を追加するものです。

主な改正の内容を申し上げますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者65歳以上の人の属する世帯の生計を主として維持する者が感染により死亡、重篤、または前年の事業収入等と本年の事業収入等を比較し、一定以上減少することが見込まれる場合に対し、介護保険料の減免の要件を満たしたものとして適用しようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の奥多摩町介護保険条例附則第6条の規定は、令和2年2月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第54号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第54号の質疑を行います。質疑はありますか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

この条例というのは、令和2年の2月1日から令和3年3月31日までの期間限定の条例ということなんでしょうか。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 3番、相田恵美子議員のご質問にお答えいたします。

条例につきましては、附則の部分で令和2年2月1日から令和3年3月31日としていくところがございますが、このコロナ状況下の中で、今後どうなっていくかわかりませんので、その規定の部分につきましては3月31日ということにしてありまして、年度の規定は特に設けられておりません。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

コロナ禍において必要な措置だと思いますが、これ採択された場合にどういう形で被保険者さんに周知されるか。予定がありましたら教えてください。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 6番、大澤由香里議員のご質問にお答えいたします。

対象者といいますか、どう周知されるかということなのですが、福祉保健課の部分におきましても、もし感染症が出た場合、保健所等からお名前を教えていただけるということにはなっておりません。ということで、本人からの申し立てというか、申請が基本となりますが、何らかの形で本人からコロナ感染者等の情報を知り得た場合は、こちらのほうから申請するよという形で、その辺のほうは干渉させていただきます。現に災害等で、台風災害、あるいは火災等で被災された方につきましては、こちらで知り得た情報でご本人に減免等の申請をしていただいております。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第54号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第54号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第54号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第54号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第55号 奥多摩町防災会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。危機管理担当主幹。

〔危機管理担当主幹 大串 清文君 登壇〕

○危機管理担当主幹（大串 清文君） タブレットの33分の31ページをご覧ください。議案第55号 奥多摩町防災会議条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、奥多摩町防災会議において円滑に地域防災計画を審議するため、規定を整備する必要があるためでございます。

現在の町の地域防災計画は、土砂災害警戒区域、イエローゾーンの指定を受け、平成24年度に全面改定し、その後、平成27年度に文言、数値等の改定を行ったものであり、この間、特に昨年の土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンの指定や台風19号災害の状況、さらにはこの新型コロナウイルス感染症などの感染症対策を含めて、来年度令和3年度末を目途に地域防災計画の全面改定を予定しております。

計画の改定にあたっては、各関係機関の代表者による防災会議委員で構成する防災会議での審議が必要ですが、過去において専門的かつ実務的な審議時間の確保が防災会議委員では難しい状況であったことから、防災会議の下部組織として部会を設置し、その部会の委員を実務レベルの職員で組織することで、実務的かつ専門的に協議を行い、上部組織の防災会議からの諮問に答申し、円滑に地域防災計画を審議するため、本条例の一部を改めるものでございます。

それでは、改正の内容のご説明をいたします。条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表33ページをご覧ください。

第2条では、諮問を第5条の規定で新設する部会にするため、規定を削除し、第4条では、従来の専門員を第1項第1号に規定し、新たに設ける実務委員を同項第2号で規定し、同条第2項及び第3項で実務委員について新たに規定するものです。

第5条を第6条として、第5条で新たに部会について規定するもので、具体的には、同

条第1項で防災会議から地域防災計画に関する事項の諮問を受け、専門的かつ実務的に協議のうえ、その結果を答申するため、部会を設置し、第2項で部会に属す専門委員及び実務委員は、町長が指名するものとし、第3項で部会長は、実務委員から町長が指名するものとし、第4項及び第5項では、部会長及びその代理の職務について規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第55号 奥多摩町防災会議条例の一部を改正する条例につきまして説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第55号の質疑を行います。質疑はありますか。7番、澤本幹男議員。

○7番（澤本 幹男君） 7番、澤本です。

目的として専門委員、実務委員を置くということの趣旨をちょっともう一度教えていただきたいんですけど。

○議長（原島 幸次君） 危機管理担当主幹。

○危機管理担当主幹（大串 清文君） 7番、澤本議員のご質問にお答え申し上げます。

今回、防災会議の下に部会を設置をいたしますけれども、その部会は、実務委員、専門委員で構成するものでございますが、まず防災会議でございますけれども、町にございます東京都の施設等の例えば小河内貯水池管理事務所であったり、こちら御岳になりますけれども、発電事務所であったり、都建設局の西多摩建設事務所、あと西多摩保健所等関係機関でございますけれども、その所長で防災会議等は組織するものですが、なかなかその所長のレベルですと、提案理由でもございますけれども、実務的なところで時間を割いて、細かく審議することがなかなか難しいという状況もございますことから、今回設置する部会では、各施設の課長レベルの職員の皆様にご参加いただいて、実質的な審議を行い、その内容を諮問を受け、答申を防災会議にすることを考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかにありますか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 今のでだいたい分かったんですけども、具体的な中の人ということで、今の説明で半分、分かったんですけど、人数的に分かりましたら、どれぐらいの人数で組織されるのか。お願いします。

○議長（原島 幸次君） 危機管理担当主幹。

○危機管理担当主幹（大串 清文君） 6番、大澤議員のご質問にお答え申し上げます。

この防災会議でございますけれども、条文にもございますが、30名以内に組織するものということになってございますので、部会についても同様の人数で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第55号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第55号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第8 議案第55号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第55号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午前11時05分から再開いたします。

午前10時50分休憩

午前11時05分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第9 認定第1号 令和元年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第10 認定第2号 令和元年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11 認定第3号 令和元年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12 認定第4号 令和元年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13 認定第5号

令和元年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 14 認定第 6 号 令和元年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 15 認定第 7 号 令和元年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 16 認定第 8 号 令和元年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、以上 8 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。会計管理者。

〔会計管理者 坂本 秀一君 登壇〕

○会計管理者（坂本 秀一君） それでは、認定第 1 号から認定第 8 号までの令和元年度一般会計歳入歳出決算をはじめとする特別会計、企業会計の決算につきまして地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付すべく、その提案の説明を申し上げます。

なお、本件につきましては、議会運営委員長からの報告がありましたとおり、決算特別委員会を設置し、審査を付託することとなりましたので、一般会計、特別会計、企業会計の順に概要の説明を申し上げます。

はじめに、認定第 1 号 令和元年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。なお、タブレット画面中央に表示してございますページでご案内いたしますので、以降よろしく願いいたします。

認定第 1 号をお開きいただき、7 ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、歳入の収入済額の合計は、表の一番下の行でございます 73 億 311 万 6,402 円で、対前年度比 7 億 7,902 万 9,946 円、11.9%の増となりました。

その主な要因は、町の貴重な自主財源であります町税は減少しているものの、地域活動支援センター建設事業や奥多摩駅前観光トイレ改築工事の財源として基金繰入金が増となっております。

また、令和元年 10 月に発生しました台風 19 号による甚大な災害に対します東京都市町村災害復旧・復興特別交付金が皆増、東京都市町村総合交付金につきましても増加しております。

一方、台風災害、また、これを起因とした日原街道の崩落や都営水道の断水などの影響により、各指定管理施設が営業できず、使用料を減額しましたことにより使用料及び手数料が減額となりました。

寄附金につきましては、日原街道崩落をはじめとする台風災害が各メディアに取り上げられたことにより、町外の方から町への台風災害支援と思われるふるさと納税、一般寄附

ともに大きく伸びております。歳入全体では、前年度に比べ増額となりました。

また、収入未済額につきましては、町税ほか 206 万 3,221 円で、対前年度比 27 万 2,626 円、15.2%の増となりました。

なお、地方税法第 18 条等により 69 万 7,298 円の不納欠損処分を行いました。詳細につきましては、事務報告書の 140 ページ、141 ページに詳細が載っておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

次に、8 ページからは歳出でございますが、10 ページをご覧ください。

歳出の支出済額の合計は、表の一番下の行にあります 70 億 6,510 万 3,818 円で、対前年度比 6 億 9,563 万 939 円、10.9%の増となりました。

その主な要因は、総務費では、総務管理費において大氷川地内青梅信用金庫の用地等買収費などの増額、選挙費が参議院議員選挙及び町議会議員選挙が執行されましたことにより増額になりましたが、原生活館改修事業及び災害対策用職員住宅建設事業が皆減しましたことにより、総務費全体では減額。

民生費では、社会福祉費において地域活動支援センター建設事業や老人福祉施設整備事業費で、特別養護老人ホーム整備費補助金などにより増額。

衛生費では、保健衛生費において古里診療所の開設に伴う改修工事や運営交付金などにより増額となっております。

農林水産業費では、林道の開設や改良事業の委託料、工事請負費の減等により、林業費は減額しているものの、水産業費で大丹波国際釣場管理棟建設事業などの増により、農林水産業費全体では増額。

商工費では、プレミアム付商品券事業の皆増、奥多摩駅前観光トイレ改築工事などがありましたものの、ふれあいまつりの中止、観光施設等整備基金積立金の減少などにより減額となり、土木費では、道路橋梁費で白丸丸の内西線ほか、設計委託料や物件補償費などが増額、また、下水道会計の繰出金等により、下水道費が増となり、土木費全体では増額。

消防費では、土砂災害ハザードマップ作成業務委託や令和元年台風 19 号災害に対する東京都市町村災害復旧・復興特別交付金の基金積立金の皆増による増額。

教育費では、奥多摩中学校西側トイレ等改修工事を行いましたことにより増額となり、また、社会教育費では、水と緑のふれあい館改修工事負担金が増額となり、教育費全体では増額となりました。

災害復旧費では、令和元年台風 19 号災害に起因します町道をはじめ、農道、林道の災害復旧に関する設計委託や工事、町内マス釣場 4 施設での災害復旧工事、河川や水路の災

害復旧工事、日原街道崩落による日原地区住民皆様の送迎など、日常生活に関する支援や都営水道断水期間中において仮設トイレや洗濯機の配備、入浴施設への支援などに関する費用、観光施設や町内各遊歩道の災害復旧工事など、災害復旧費全体では3億円近くの歳出となり、前年度に比べて大幅な増額となりました。

その結果、歳入歳出差引残高は2億3,801万2,584円で、その内8,462万円が翌年度繰越額となります。繰り越す事業は、西川線林道開設事業、ワサビ田災害復旧事業及び観光施設災害復旧事業でございます。

なお、令和元年度に執行した個々の事業につきましては、事務報告書に詳細が載っておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

次に、134ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額の2億3,801万2,584円から翌年度へ繰り越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額の5,052万円を差し引いた額1億8,749万2,584円が実質収支額となりました。

備考欄にも記載しておりますが、決算書の翌年度繰越額と本調書4. 翌年度へ繰り越すべき財源との差額3,410万円は未収入特定財源であります。

なお、135ページ以降の財産に関する調書につきましては、後ほどご参照をいただきたいと思います。

次に、認定第2号 令和元年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。認定第2号をお開きください。

奥多摩都民の森は、森に触れる、森を歩く、森を育てるをテーマに、山村の生活体験や登山、自然体験及び森林作業体験など、都民が自然とふれあう場の拠点として平成5年にオープンした東京都の施設でありまして、東京都より指定管理を受け、施設の管理運営を行っております。

5ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は7,858万2,776円で、対前年度比111万9,995円、1.4%の増となりました。

6ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は7,324万9,707円で、対前年度比38万4,934円、0.5%の減となりました。

次に、13ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額の533万3,069円が実質収支額となりました。

次に、認定第3号 令和元年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。認定第3号をお開きください。

山のふるさと村は、都民の健全なレクリエーション需要に対処するため、自然利用の拠点として奥多摩湖畔に施設を整備し、東京都内に残存する貴重な自然を広く都民に親しんでもらうことを目的に、平成6年度に全面オープンした東京都の施設でありまして、東京都より指定管理を受け、施設の管理運営を行っております。

5ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は1億6,475万3,544円で、対前年度比85万3,382円、0.5%の増となりました。

6ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は1億6,318万8,504円で、対前年度比293万9,213円、1.8%の増となりました。

次に、13ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額の156万5,040円が実質収支額となりました。

次に、認定第4号 令和元年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。認定第4号をお開きください。

国民健康保険制度においては、国の社会保障と税の一体改革の一環として抜本的な制度改革が行われ、これにより平成30年度から国保の運営主体がこれまでの市町村単位から都道府県単位となり、国、都道府県、市町村の役割分担が定められ、この制度改革により市町村は、医療費の急増等による財政リスクがなくなるなど、国、都道府県、市町村が応分の責任を果たすことにより、将来にわたって国民健康保険を持続可能な制度とすることとされました。

しかし、引き続き国民健康保険事業の運営は、加入者の高齢化、医療技術の高度化に伴う医療費の増加等、依然厳しい状況にあり、安定した事業運営を行うためには適正な課税、徴収による収入の確保はもとより、特定健診などの受診率の向上と保健事業の拡充により疾病の予防を図り、医療費の抑制に努める必要があります。

5ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は、表の一番下の行にあります7億5,808万4,327円で、対前年度比729万8,300円、1.0%の減となりました。

収入未済額は179万1,000円で、対前年度比39万100円、17.9%の減となり、不納欠損額は29万円で、対前年度比15万円、34.1%の減となりました。

次に、6ページから歳出になります。7ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は、表の一番下の行にあります7億3,992万7,489円で、対前年度比348万6,518円、0.5%の減となりました。

次に、24ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度

へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額の1,815万6,838円が実質収支額となりました。

なお、財産に関する調書につきましては、25ページをご参照いただきたいと思います。

次に、認定第5号 令和元年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。認定第5号をお開きください。

後期高齢者医療制度は、老人医療費が増大するなか、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするため、老人保健制度に代わる新しい制度として平成20年4月に創設されました。平成27年1月の医療保険制度改革骨子において、制度創設後の激変緩和策として、国費により行っていた特例的な保険料軽減措置について段階的に縮小し、低所得者に配慮しつつ、平成29年度より段階的に本則に戻すこととされました。このことにより、令和元年度において介護保険料軽減の拡充や年金生活者給付金の支給と併せて軽減割合や判定基準の見直しが行われました。

5ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は2億2,515万6,369円で、対前年度比1,587万9,917円、7.6%の増となりました。

収入未済額につきましては17万8,100円で、対前年度比11万4,700円、39.2%の減となりました。

不納欠損額は6万5,500円で、対前年度比60万2,700円、90.2%の減となりました。

次に、6ページ、歳出でございますが、歳出の支出済額の合計は2億1,945万2,854円で、対前年度比1,971万8,841円、9.9%の増となりました。

次に、16ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額570万3,515円が実質収支額となりました。

次に、認定第6号 令和元年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。認定第6号をお開きください。

介護保険事業につきましては、令和元年度は第7期介護保険事業計画に基づく3年間の事業運営期間の2年目でありました。歳出の主な部分である保険給付費におきましては、施設サービス受給者数は減少したものの、施設サービス給付費は増額となり、依然として施設サービスに係る給付費が全体の7割を超える状況であり、施設サービスの増減が保険財政に大きく影響を与えている状況となっています。

5ページから歳入になります。6ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は、表の一番下の行にあります8億8,533万5,653円で、対前年度比630万2,549円、0.7%の

増となりました。

収入未済額につきましては115万2,200円で、対前年度比8万2,400円、6.7%の減となりました。

なお、不納欠損額は53万8,100円で、対前年度比47万6,800円、47.0%の減となりました。

次に、7ページから歳出になります。8ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は、表の一番下の行にあります8億6,930万1,688円で、対前年度比590万8,775円、0.7%の増となりました。

次に、25ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額1,603万3,965円が実質収支額となりました。

なお、財産に関する調書につきましては、26ページをご参照いただきたいと思います。

次に、認定第7号 令和元年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。認定第7号をお開きください。

下水道は、公衆衛生の向上、生活環境の改善、そして、多摩川上流域の水源の町として河川の水質改善に大きな役割を果たしております。令和2年3月末現在での水洗化率は、小河内処理区が99.5%、奥多摩処理区につきましては89.2%となっており、奥多摩町全体の水洗化率につきましては89.7%となっております。

5ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は5億8,091万2,222円で、対前年度比1,571万4,841円、2.8%の増となりました。

収入未済額及び不納欠損額はございませんでした。

次に、6ページ、歳出でございますが、歳出の支出済額の合計は5億8,090万9,489円で、対前年度比1,571万4,066円、2.8%の増となりました。

次に16ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、歳入歳出差引額の2,733円が実質収支額となりました。

次に、認定第8号 令和元年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。認定第8号をお開きください。

奥多摩病院は、地域医療の拠点として、また、山間部の僻遠地での健康管理や医療ニーズに対応するため、附属診療所への出張診療や在宅で医療が受けられる訪問診療、訪問介護を行うなど、この地域にとって欠かせない病院として信頼をいただいております。

平成 31 年 3 月より、地域包括ケア病床の運用も開始し、住民の期待と信頼に応えられる病院として一層のサービスの充実を図っております。

また、観光地の奥多摩町に位置しているため、地域の方々の中核医療施設としてだけでなく、ハイキングや登山、キャンプなどで訪れる観光客の急病や怪我などにも対応する施設としての側面も持ち合わせています。

4 ページから収益的収入及び支出になります。5 ページをご覧ください。収入決算額は、上段の表の一番上 4 億 8,250 万 7,385 円、支出決算額は、下段の表の一番上 4 億 7,939 万 1,793 円で、収支差引額 311 万 5,592 円が単年度収支として黒字となっております。医業費用に対する医業収益の割合は 59.8%で、前年度の 64.1%と比較し、4.3%の減となりました。

次に、6 ページから資本的収入及び支出になります。7 ページをご覧ください。収入決算額は、上段の表の一番上 700 万円、支出決算額は、下段の表の一番上 952 万 4,020 円で、収支差引額は 252 万 4,020 円の不足となりました。この不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補てんをいたしました。この資本的支出は、吸引ポンプ入換工事、大氷川医師住宅給湯器入替工事や備品、医療機器等の整備などを行ったものでございます。

なお、業務内容等詳細につきましては、24 ページ以降及び事務報告書に詳しく記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、認定第 1 号から認定第 8 号までの決算につきまして、提案のご説明をさせていただきましたが、決算認定の意義につきましては申し上げるまでもございませませんが、歳入歳出予算の執行結果を総合的に確認し、今後の予算編成や財政運営に活かしていくという大切な意義がございますので、慎重なご審議をいただきまして、ご認定を賜りますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

次に、日程第 17 報告第 2 号 令和元年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について、日程第 18 報告第 3 号 令和元年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について、以上 2 件は関連がありますので、一括して報告をお願いします。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、報告第 2 号 令和元年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について及び報告第 3 号 令和元年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてのご説明をさせていただきます。

はじめに、報告第2号 令和元年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告についてをご説明させていただきます。タブレットをお開きください。

なお、説明に当たりましては議案書とは別に報告第2号附属資料といたしまして、奥多摩町健全化判断比率の推移という表題の折れ線グラフによります附属資料をタブレット端末上、またお手元に添付させていただきました。後ほど使用させていただきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、ご報告するものです。この健全化法におきましては、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や財政の必要性を判断するために4つの財政指標を設け、これを健全化判断比率として定めています。

次ページの令和元年度決算における奥多摩町健全化判断比率報告書をご覧ください。

最初に、実質赤字比率でございます。これは、地方公共団体の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合であらわしたものです。町の場合は、一般会計と都民の森及び山のふるさと村の管理運営事業特別会計の3会計が対象であり、この3会計合計の実質収支額を標準財政規模で除したものが実質赤字比率となります。

令和元年度決算におきまして、分子となる3会計合計の実質収支額は1億9,439万1,000円で、分母となる標準財政規模は25億8,073万4,000円でありました。通常の計算であれば、符号がプラスの7.53%となりますが、健全化判断比率では赤字や負債の状況を浮き彫りにする必要があるため、赤字の場合をプラスの数値表示とし、黒字の場合はマイナスの計算結果とします。したがって、町の場合は黒字決算であるため、マイナスの7.53%という決算結果となります。

ただし、規定により、報告書における表示では赤字はないという意味で、数値ではなく、横棒のバー表示としております。このため当該記載欄につきまして町では赤字はなく、黒字のためバー表示となっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。これは一般会計等に加え、公立病院や下水道など公営企業等を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合であらわしたものです。町の場合は全8会計となります。分子は最初に説明しました一般会計等3会計合計の実質収支額1億9,439万1,000円に国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計の実質収支額3,989万4,000円と、病院事業及び下水道事業の企業会計の剰余額3億442万5,000円を合算した5億3,871万円となります。これを分母と

なる標準財政規模 25 億 8,073 万 4,000 円で除しますと 20.87%となりますが、分子がいずれも黒字決算のため、先ほど説明しましたように、マイナスの 20.87%という計算結果となります。ただし、規定により、当該記載欄につきましては、町は赤字でなく、黒字のため、バー表示となっております。

次に、実質公債費比率でございます。これは、地方公共団体の借入金の返済額の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合であらわしたものです。この返済額には一般会計等での公債費のほかに、下水道事業など特別会計への繰出金のうち、地方債の償還に充てた経費なども含まれております。

令和元年度の単年度比率は 7.6%であります。報告書では、当該年度までの3か年平均の比率を記載することとなっているため、6.8%と記載しております。

次に、将来負担比率でございます。これは地方公共団体の借入金や現在抱えている負債並びに職員の退職金や加入している一部事務組合が記載した借入金の返済額など、将来にわたって負担しなければならない金額の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合であらわしたものです。

令和元年度決算におきましては、分子の地方債の現在高が前年度比較で1億 1,218 万 7,000 円減ったこと、また、将来負担額から控除できる充当可能財源である財政調整基金など、積立基金の現在高が前年度比較で3,921 万 8,000 円増えたことなどにより、その計算結果はマイナスの 66.6%となりました。ここでのマイナスの意味につきましては、将来負担額よりも充当可能財源等が大きいこと、つまり、現状におきまして町の積立基金などにより、先ほど申し上げました将来に負担すべき金額を賄える財政環境に現時点ではあるという状況となっております。当該記載欄につきましては、将来負担が生じているプラス数値の場合のみ数値が記載されますが、町ではマイナスのため、規定により、バー表示となっております。

ただいまご説明しました以外に、報告書の表内には括弧書きの数値が記載されております。こちらにつきましては備考欄記載のとおり、町における早期健全化基準であり、この4指標のうち1つでも数値が超えますと早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、議会の議決を経ることが義務づけられるとともに、計画策定年度のみ個別外部監査が強制適用されます。町におきましては4指標のいずれも基準値以下となっており、健全な状態が保たれております。

なお、冒頭申し上げました報告第2号附属資料、奥多摩町健全化判断比率の推移としまして、折れ線グラフの附属資料を議案書とは別に添付させていただきましたので、ご覧い

ただければと思います。この資料では4指標の推移状況をグラフにより示しております。縦軸は比率、横軸は決算年度を示しており、年度によりましては若干の凹凸もありますが、ここ6年間の堅調な推移が見て取れます。

以上で、報告第2号 令和元年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告についてのご説明を終わらせていただきます。

次に、報告第3号 令和元年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてをご説明させていただきます。タブレットのほうをご覧ください。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきご報告するものでございます。

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

公営企業は、独立採算の原則により、必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければなりませんので、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないよう個々の収支を事前にチェックしています。

次ページの令和元年度決算における奥多摩町資金不足比率報告書をご覧ください。この表は、病院事業会計、下水道事業特別会計の順に記載してございますが、資金不足比率につきましては、公営企業会計における資金が不足しているのか、足りているのかを判断する指標であります。

資金不足比率の内容につきましては、それぞれの会計における流動資産から流動負債を差し引いた額がマイナスになりますと資金不足ということで、計算式により比率計算を行った上で表上に記載しますが、資金が足りているプラスの場合は、比率の表示は行わず、バー表示の記載をすることとなっています。バー表示、下段の括弧内に20.0%と表記しているものが早期健全化基準で、この基準を超えた場合には早期健全化団体と同様に経営健全化計画の策定個別外部監査等が求められます。

当町における公営企業等2会計の令和元年度決算における流動資産から流動負債を差し引いた額は、病院事業会計がプラス3億442万3,000円、下水道事業特別会計がプラス2,000円と、いずれも会計の資金不足の状況にはないことからバー表示の記載となっております。

以上で、報告第2号 令和元年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について及び報告第3号 令和元年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてのご説明を終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、報告は終わりました。

令和元年度の各会計決算並びに健全化判断比率、資金不足比率については、それぞれ監査委員の審査に付され、お手元にその審査意見書の写しが配布されております。

本日は、佐久間代表監査委員にご出席をいただいておりますので、審査の経過及び結果についてご報告をいただきたいと思っております。佐久間代表監査委員。

〔代表監査委員 佐久間 勝君 登壇〕

○代表監査委員（佐久間 勝君） 皆さん、こんにちは。ただいま決算審査報告並びに財政の健全化に関する審査報告のご指名をいただきました、奥多摩町代表監査委員を務めさせていただきます佐久間でございます。

事務局はじめ、関係者の皆様のご支援をいただきつつ、微力ながら代表監査の業務を務め、3年目に入っております。どうぞよろしく願いいたします。

お時間をいただきまして、ご報告を申し上げたいと思っております。

まず、決算審査の結果についてご報告申し上げます。

このたび地方自治法の規定により審査の対象となりましたのは、令和元年度の奥多摩町における以下の会計の歳入歳出決算でございまして、一般会計、都民の森管理運営事業特別会計、山のふるさと村管理運営事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、以上の7会計でございます。

また、地方公営企業法の規定により審査の対象となりましたのは、同じく令和元年度の奥多摩町国民健康保険病院事業会計、決算でございます。

審査実施日は、令和2年7月22日、28日、31日、そして、8月5日の4日間でございます。審査実施者は、木村圭監査委員と私、佐久間でございます。

審査手順につきましては、報告書に記載のとおりでございますが、令和元年度のすべての事務事業について、決算審査を行い、各課長及び係長から、所管事務事業のうち、主たる事業の必要性、有効性につき意見聴取を行い、併せて職員の担当者意識についてもヒアリングを行いました。

また、令和2年はじめから感染拡大をしている新型コロナウイルス感染症による町政への影響や対策についての聴取も行いました。

次に、審査結果ですが、令和元年度の奥多摩町における全8会計の決算書類は、関係法令に準じて作成されており、関係帳簿及び会計伝票並びに証票類との照合の結果、決算の計数に誤りはなく、預金残高とも符合し、基金の運用状況及び予算の執行も、適正かつ正確であり、歳入歳出とも妥当であったことを認めます。

次に、審査概要ですが、お手元の審査意見書2ページの（1）一般会計から5ページの

(9) 基金の状況までに、それぞれの会計における状況と内容について、記載してございますので、恐れ入りますが、詳しい説明は、割愛させていただきます。

また、個々の会計への審査意見につきましても、6ページから7ページに記載してありますので、ご参照いただくこととし、本日は、これまで実施した例月出納検査、そして、昨年度の決算審査等を踏まえ、総括意見を述べさせていただきます。お手元の審査意見書、7ページから総括として記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。

令和元年度は、奥多摩町にとって、過疎化や少子高齢化など解決が困難な課題を抱える中で、第5期長期総合計画の5年目にあたる年でした。こうした中、町では町税の高い徴収率の維持や国や都からの交付金等財源確保等に努め、その予算を活用して施策の着実な推進に取り組まれた年でした。

これまでの長年に渡る少子化対策や定住化対策、学校教育の充実等に精力的に取り組まれた結果、過疎化への抑制効果が見え始めましたが、秋には大規模台風第19号の上陸で、都道の崩落に伴う日原地区の孤立や地元特産のワサビ栽培への被害など、町は甚大な影響を受けました。

これらの施策の実施や災害対応に当たっては、執行主体としての町長以下、町職員のご尽力、そして、町民の代表である町議会議員による住民ニーズ等の把握に基づく提案や審議、更には多くの関係者の皆様のご理解とご協力があったからこそ町政が推進されていると理解しており、ここに深く敬意を表したいと思います。

一方、年度末からの新型コロナウイルス感染拡大により、社会経済活動の抑制をはじめとして国民全体が自粛ムードとなり、政府による非常事態宣言が解除されたとはいえ、感染が収束したとは言えず、依然として厳しい暮らしを強いられている町民は少なくないと思われまます。

このような中で町長選が行われて、新町長のもと、新たな町政がスタートしました。今後、町には新型コロナとの共生など、これまでとは異なる環境変化を踏まえつつ、限られた予算の中で、優先順位を考慮して町民ニーズに適合した各種サービスを提供し、健康な町づくりや町内各地域の活性化など、引き続いて、いきいきとしたまちづくりに取り組むことが求められています。

さて、次に、これまでの監査業務を踏まえ、気がついた点や参考にしていただきたい点として、昨年に引き続き、保有資産の有効活用と関係者との連携について述べたいと思います。

まず最初は、防災行政無線の活用についてですが、防災行政無線は更新と併せ、デジタ

ル化工事が行われ、現在、新型の戸別受信機が配布されているところであり、災害救助発生時における臨時放送のほか、町からの広報としての定時放送など、町民への情報提供手段として用いられています。

しかし、防災行政無線と名づけるならば、災害等異常事態のときに町民が行動に反映できるよう、より広く関係機関からの情報を必要に応じ、可能な限り具体的かつタイムリーに提供できればと思います。

例えば大雨や大雪のときのＪＲ青梅線の運行状況です。現在、悪天候時には西東京バスは防災行政無線で運行状況を放送してくれますが、７月まではＪＲからのお知らせは、各駅構内にあるスピーカーからは流れますが、防災行政無線からは流れませんでした。このため、自宅が駅に近くない町民は、いつ電車が来るのか分からず、通勤・通学時等で困っていました。このことについて、昨年の例月検査で質問したところ、無線設備更新後はＪＲにも青梅線運休時等に活用して放送するよう町からはお願いしたとのことですが、ＪＲは対応する意思はないようだとのことでした。

ここで私が申し上げたいのは、いくらお金をかけて最新設備を整備しても、その効果を町民が得られなければ、お金をドブに捨てたのと同じということです。ＪＲとしては、悪天候時に余計な仕事は増やしたくないのかもしれませんが、町として取るべき行動は、災害時における防災行政無線を用いた運行状況やその見通し等についてのＪＲからの放送が、どれだけ青梅線を利用して通っている奥多摩町民に助かることかなどを説明して、ＪＲの説得に努め、運転見合わせとなる場合などの臨時放送の実施について協力を得ることではないでしょうか。

実は、この総括意見の内容は、７月末の決算審査のときに総務課に伝えたものであり、その後、早速対応していただいたのか、８月１２日の夕立で青梅線が一時運休したときは、奥多摩駅からの放送として、その内容が戸別受信機から流れていました。もしＪＲに働きかけていただいたのであれば、迅速に対応していただき、ありがとうございました。

９割以上を山林が占め、都心から約 70 キロ西に位置する奥多摩町は、きれいな空気や水に恵まれています。緩やかになったとはいえ、過疎化は今後も進むと予想され、定住人口の維持は当面町の重要課題であり続けます。このため、町は若者住宅や小中学校教育の充実、財政支援など、各種定住支援策に相当の予算をかけて過疎化の歯止めに努めています。

ただ、私もそのうちの一人ですが、通勤・通学者の約４割は町外に通勤通学しているとのデータもある中で、青梅線はこれを利用する町民にとって最も重要な公共交通機関であ

り、悪天候時の利用者の立場に立ったタイムリーな情報提供は、必ずや定住人口の維持・改善に結びつくものと考えます。

山岳事故等の救助放送も重要なかもしれませんが、リアルタイムな鉄道運行情報は、関係町民が直接自分の行動に反映させるため、事故等の救助放送以上にニーズがあると思います。

もう改善されているのなら良いのですが、万が一、以前のように放送されない状態に戻ってしまった場合には、実施に向け、再び特段の努力をお願いしたいと思います。

また、今回の新型コロナの感染拡大を踏まえ、町では町民の健康管理のため、毎朝 10 時にラジオ体操を防災行政無線の戸別受信機から流しています。大変素晴らしい取り組みだと思いますが、私の家はそれほど大きくないので、体操をしているときに手が壁などにぶつかりそうになります。これについては、屋外で働いている方など、より多くの町民がラジオ体操を行えるようにすると共に、登山者や観光客も屋外で体を動かせるよう、戸別受信機だけでなく、屋外スピーカーからも放送したらいかがでしょうか。うるさいという苦情もあるかもしれませんが、高齢化が進む町民の健康増進に繋がるものであり、町のPRにもなるため、私は、コロナ感染の収束後も 10 時にはラジオ体操第一を、午後 3 時には第二をというように毎日 2 回流したら良いのではとも思っています。

次に、8 月 17 日に参加した森林セラピー健康づくり事業で気付いた点を申し上げます。今回は峰谷でのマス釣りとお集落のガイドウォークでしたが、当日は担当職員の案内で楽しい 1 日を過ごすことができました。

ただし、集合は 9 時 20 分で、奥多摩駅前をマイクロバスで現地へ出発する日程となっていました。バスが到着したのは 9 時 50 分であり、暑い中、ゼロ歳児を含む参加者約 20 名は駅前で 30 分以上も待たされ続けました。バスの中で随行した職員から謝罪はありましたが、バスの到着が遅れた理由の説明はなく、釈然としませんでした。後日判明しましたが、バス遅延の原因は、役場内の事務手続きの中で、総務課から車両運行を委託している運輸会社に送ることになっている FAX が届いていなかったためでした。総務課長は送ったとのことですが、総務課の FAX には、そのときの送信記録が残っていないとのことでした。

なお、私が独自に運輸会社の FAX 受信記録を確認したところ、総務課が送ったとされている期日は 11 日なのですが、その前の 7 日に 6 件ありまして、その後は 12 日になってしまいます。ということで、送ったとされる 11 日の記録には受信記録はなく、また、バス遅延当日の 17 日に随行職員が町役場から 9 時 30 分に緊急手配した受信履歴はありまし

た。

予期せぬトラブルで大変だったと思いますが、随員職員はバスの緊急手配を行って、バス到着までしばらく時間がかかるとわかった時点で、参加者を役場ロビーなど、冷房のある場所に案内して待たせた方が良かったかもしれません。

また、総務課のFAX送信記録は、わずか1日しか保存していないとのことですが、今回のデータは、外部への発注根拠となる重要なものであり、リスク管理を所管する部署の運用方法としては、いかがなものかと言わざるを得ません。

この事業は、町がおくたま地域振興財団に委託して行っているものですが、このような一件でも町に良くないイメージを持たれるおそれがあります。総務課、おくたま地域振興財団とも再発防止策を策定したとのことですが、くれぐれも利用者の立場に立ったサービス提供の徹底に町を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

本日は、保有資産の有効活用と関係者との連携について説明してきましたが、大規模台風や新型コロナ感染との共生など、今後も町には様々なリスク管理が求められるため、これらへの課題への対応は今後ますます重要になると思います。また、町は、町内における取り組みはもちろん、観光立町を標榜していることから町外からの観光客への行政サービスにも積極的に取り組む必要があります。

しかし、それと同様に、町外に通う町民にとっても少しでも暮らしやすく、働きやすい町としていくことは、定住人口の維持に向け、今後ますます重要になると思われます。このことにも特段の配慮を持って取り組んでいただきたいと思います。

締めくくりとして、仕事におけるP D C Aの認識の重要性について触れたいと思います。町政の進め方は、分野や種類によって若干異なるかもしれませんが、一般的には企画、予算要求、執行、管理運営という流れが多いと思います。この場合、最後の管理運営のフェーズまで行くと、ここをゴールと勘違いし、ややもすると、その後、このサイクルを注意深く回していくことがおろそかになりがちです。その結果、プロジェクト完成後は、前年度と同様の委託管理や運営を漫然と継続しがちです。

ここで忘れてならないのは、運用時に入ってから、当初期待していた行政サービスの効果が本当に得られているかなどのチェックはもちろんのこと、さらなる改善に向けた必要なアクションにつなげるためのモニタリングを欠かさないことです。

大規模台風や新型コロナなどのマイナス面だけでなく、テレワークなど、町にとって新たな可能性も期待できる時代になりました。ドラスティックに外部環境が変化している中で、町民ニーズや必要な対応、これまでの取り組みの効果等には変化していくものもある

はずです。町には定期的にそれらをチェックし、ICT技術の活用など、将来を見据えてその時点での最適解を検討して、迅速にアクションをとっていただくことをお願いして、私からの監査総括意見とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、佐久間代表監査委員の報告は終わりました。

佐久間代表監査委員、大変ご苦労さまでございました。併せて、議会選出の木村監査委員につきましても大変ご苦労さまでございました。

お諮りします。ただいま上程の認定第1号から認定第8号までについては、議長及び議会選出監査委員である木村議員を除く議員10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、本件については決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで決算特別委員会の委員長の互選のため暫時休憩としたいと思っております。休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出を行い、再開後にご報告を願います。

それでは、午後1時10分から再開いたします。大変お疲れさまでした。

午後0時07分休憩

午後1時07分再開

○議長（原島 幸次君） 午前中に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（原島 滋隆君） それでは、休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果を報告いたします。

決算特別委員長に10番、宮野亨議員、同副委員長に7番、澤本幹男議員。

以上のとおり選出されました。

報告を終わります。

○議長（原島 幸次君） 会期中に審査が終了するようお願いいたします。

次に、日程第19 報告第4号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和元年度分）の報告について、報告を求めます。教育課長。

〔教育課長 岡野 敏行君 登壇〕

○教育課長（岡野 敏行君） それでは、報告第4号をご覧ください。報告第4号 奥多

摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和元年度分）の報告についてご説明をいたします。

この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を議会へ報告するものでございます。

タブレットの 4 ページをお開きください。第 1 の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について、第 2 の施策及び事務事業の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針についてにつきましては、この報告書を作成するに至った経緯、点検及び評価についての目的や実施方法につきまして記載しております。

6 ページをご覧ください。第 3 といたしまして、奥多摩町教育委員会の令和元年度活動状況についての報告でございます。6 ページと 7 ページは、毎月開催しております教育委員会定例会及び臨時会の会議内容を、8 ページと 9 ページは、学校行事、外部への視察等の活動内容につきまして掲載しております。

10 ページをご覧ください。第 4 といたしまして、教育委員会が令和元年度に取り組みました教育行政の基本となる教育目標及びこの目標を達成するための 5 つの基本方針を掲載しております。

11 ページをお開きください。第 5 といたしまして、第 4 で掲げました 5 つの基本方針に基づき取り組みました教育施策としての 22 の重点項目をそれぞれの基本方針ごとに掲載しております。

13 ページをお開きください。13 ページから 29 ページまでは、町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価となります。

第 5 で定めました 22 の重点項目ごとに、各分野で取り組みました具体的な事務事業について点検し、自己評価しております。評価方法につきましては、2 ページ下段の別表をご覧ください。それぞれの施策・事務事業ごとに点検結果を記号を地方用いて評価しています。二重丸は、事務事業の取り組みが順調に行われている、丸は、概ね順調である、三角は、やや順調でない、バツは、順調でないという評価でございます。その点検結果の右側には、それぞれの事務事業についての取り組み概要等を記載しております。

13 ページにお戻りください。この表では、基本方針 1 の重点項目 1 につきまして評価をしております。表中の施策・事務事業名、人権教育の推進と教員の意識の向上につきましては、点検結果といたしまして、丸の概ね順調に実施している。次の社会体験、自然体験の推進につきましては、二重丸の順調に実施しているという自己点検結果となっております。

ます。

以降 29 ページまで、それぞれの基本方針で定める重点項目に沿って実施した施策・事務事業につき、同様に評価をしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

なお、今回の点検評価につきましては、令和元年度に実施した事業について令和元年度末であります令和2年3月の状況で評価をしております。今日現在の状況と相違しているものもあろうかと思いますが、ご理解をお願いいたします。

次に、30 ページをご覧ください。教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 2 項の規定により、毎年その権限に属する事務の執行状況につきまして、自ら点検及び評価を行い、これを教育に関し、学識経験を有する方の意見を聞くことが義務づけられており、その意見聴取の結果でございます。

今回は、点検評価委員といたしまして、社会福祉協議会会長、学校運営協議会副会長及び前教育委員長であります木村光恵様と前青少年対策地区委員会連絡協議会会長、元奥多摩中学校 P T A 会長の島崎和人様のお二方をお願いをいたしました。

意見聴取をしている中で、教育委員会の事務事業の執行につきましてさまざまなご意見を頂戴いたしましたので、その内容について掲載させていただいております。全体的な評価としては、概ね順調に事業が進められており、自己点検結果についても妥当な評価がされているというものでした。

個別の意見として主なものを紹介いたします。30 ページをご覧ください。下段の児童・生徒、園児間の交流について「とても良いことなので、さらに充実してほしい」など、よい評価をいただきました。

31 ページ上段をご覧ください。青少年リーダーの育成について「何が問題なのか突き詰めないと低評価が続いてしまうのではないか」という厳しい評価をいただきました。

32 ページ上段のタブレット端末の導入・貸与につきましては「町は大変進んでおり、子ども達も幸せなことだと思う」とのよい評価をいただきました。

次の体力向上に向けた取り組みの推進について、氷川小学校運動会は試験的に午前中開催にしたが、子ども達が忙しそうなので、余裕を持てるようにしてほしいとの評価をいただきました。

以上、令和元年度分の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の概要についてご報告いたしました。教育委員会では、この報告書を図書館等の施設で公表し、住民皆様からも広くご意見をいただき、点検評価委員から頂戴したご意見とともに、これからの教育行政の適正な事務の管理と執行に生かしていきたいと考えております。

以上で、報告第4号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和元年度分）の報告についての説明を終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、報告は終わりました。

次に、日程第20 議案第56号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） それでは、議案第56号をお開きください。議案第56号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて提案のご説明を申し上げます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所でございますが、東京都西多摩郡奥多摩町大丹波850番地、氏名、榎戸詠子、生年月日、昭和46年4月6日生まれでございます。

理由でございますが、教育委員会委員、大澤美和子氏が令和2年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任として榎戸詠子氏を教育委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

次のページの略歴書をご覧ください。その後任といたしまして、ご提案申し上げました榎戸詠子氏の学歴、職歴等につきましては略歴書のとおりでございますが、学歴は、平成2年3月に東京都立武蔵村山東高等学校を卒業し、職歴は、平成2年4月1日から沖ユニシス株式会社勤務、以降、記載のとおりで、平成8年12月1日より損害保険ジャパン株式会社個人代理店経営を行っております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会委員の任命に当たっては、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないと定められており、榎戸氏は、中学在学中の子どもを有し、保護者の立場からも教育行政にご指導・ご助言をいただけるものと考えております。

以上申し上げましたとおり、榎戸氏は、人格、見識ともに教育委員会委員として適任でございますので、議会のご同意をお願いするものでございます。

以上で、提案のご説明を終わります。ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 56 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 56 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 56 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は、無記名投票により行います。議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(原島 幸次君) ただいまの出席議員は 11 名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第 30 条第 2 項の規定により、開票立会人に、2 番、森田紀子議員、3 番、相田恵美子議員を指名します。

投票用紙を配布させます。

投票用紙の配布漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(原島 幸次君) 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

日程第 20 議案第 56 号、榎戸詠子さんを奥多摩町教育委員会委員に任命することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、1 番、伊藤英人議員から順次投票願います。

(投票)

○議長(原島 幸次君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。2 番、森田紀子議員、3 番、相田恵美子議員に立ち会いをお願いいたします。

(事務局開票作業)

○議長(原島 幸次君) それでは、投票の結果を報告します。投票総数 11 票。有効投

票 11 票。有効投票中、賛成票 11 票。以上のとおり賛成が多数であります。よって、奥多摩町教育委員会委員に榎戸詠子さんを任命することについては、これを同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（原島 幸次君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、本会議 2 日目は、明日 9 月 9 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後 1 時 29 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員